

宮崎県広報紙への広告掲載の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県が発行する広報紙「県広報みやざき」（以下「県広報みやざき」という。）への広告掲載を適正に行うため、宮崎県広報紙への広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告の掲載位置等)

第2条 要綱第3条の広告の位置及び規格等は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 広告の位置 裏表紙（最終ページ）の下部
- (2) 枠 数 2枠（1社あたり1枠とする）
- (3) 大 き さ 天地50mm、左右180mm又は天地100mm、左右90mm
- (4) 色 カラー

(広告原稿の提出)

第3条 要綱第11条第1項の規定により提出する広告原稿は、広告を掲載する発行月の前々月の20日までに電子メール又はCD-R等の記録媒体により県へ提出するものとする。ただし、当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日にかかる場合は、県が別に定める。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月13日から施行する。